

事務連絡
平成26年1月16日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

公益通報者保護制度の周知について

産業廃棄物行政の推進につきましては、日頃より御尽力頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、第180回国会において「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が成立したところですが、同法律の審議に当たり、平成24年6月18日の参議院環境委員会及び同年8月7日の衆議院環境委員会にて、産業廃棄物処理業界に対して公益通報者保護制度の周知に努めるよう、附帯決議が議決されました。

従前より、当省ホームページにおいて、公益通報者保護制度について情報提供を行ってきたところですが、各都道府県・各政令市におかれましても、関係各所に対して当省ホームページを紹介いただく等、公益通報者保護制度の周知に御協力いただきますよう、お願い申し上げます。

（参考）

○ 衆議院環境委員会

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抜粋）

九 産業廃棄物の適正処理の確保を図るとともに産業廃棄物処理業界への国民の信頼の醸成に資するため、当該業界に対し公益通報者保護制度についての周知に努めること。

http://www.env.go.jp/recycle/ill_dum/tokuso_kihon_01/ref03.pdf

○ 環境省ホームページ（公益通報者保護制度のページ）

<http://www.env.go.jp/info/koueki/index.html>

○ 公益通報者保護制度ウェブサイト

<http://www.caa.go.jp/seikatsu/koueki/index.html>

【担当】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

産業廃棄物課 在原、西川、武田

電話：03-3581-3351（内線 6878）

FAX：03-3593-8264

E-mail：hairi-sanpai@env.go.jp